

国立大学法人奈良教育大学大学院改組準備委員会規則

平成28年5月19日  
制 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学のミッションに基づき、地域密着型の大学としての教育の質の保証・向上に向けた取組を推進し、高度専門職業人としての有能な教員の養成を行う観点から、奈良教育大学大学院による教員養成の高度化を推進するため、学長の下に国立大学法人奈良教育大学大学院改組準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の第3期中期目標・中期計画に対応し、専門職学位課程の重点化及び修士課程の特色化という計画に基づき、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 大学院修士課程の特色化に関すること。
- 二 専門職学位課程への重点化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（企画担当）
- 二 副学長（教育担当）
- 三 副学長（研究担当）
- 四 副学長（国際交流・地域連携担当）
- 五 教育研究支援機構長
- 六 企画連携課長
- 七 各講座から選出された者 各講座1名
- 八 学長が指名する者 若干名

2 前項第七号及び第八号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副学長（企画担当）をもって充てる。
- 3 委員会に委員長を補佐する者として、副委員長を置く。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員会の検討項目に関する専門部会を置くものとする。

2 専門部会の部会長は、第3条第1項の委員の中から選出する。

3 その他専門部会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第9条 委員長は、委員会で審議した事項を学長に報告しなければならない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、関係各課の協力を得て、企画連携課が総括する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年5月19日から施行する。